

刑法の一部を改正する法律案要綱

一 国旗損壊の罪の新設（第九十四条の二関係）

日本国に対して侮辱を加える目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処すること。

二 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。